較雇用者給与等支給額を控除した」に、「当該雇用者給与等支給増加額に」を「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に」に、「第十七項」を「第十六項」に、「事業（」を「事業に係る額（」に、「その他の事業」という。）に係る額」を「特定雇用者給与等支給額」という。）に、「雇用者給与等支給額」を「特定雇用者給与等支給額」に、「金額」と」を「」と」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「前二項において」を「前二項の規定により」に、「雇用者給与等支給増加額」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「控除対象額」という。）」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「控除対象額を」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条に次の一項を加える。

21　電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第十条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第七十三条の二十四第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十一条第二項中「第六条第二項」の下に「（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同条第四項の規定による」を「同法第六条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による同法第六条第二項に規定する」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「につき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、同条第十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

15　都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号に規定する者が同法第百九条の八の規定による公告があつた同法第百九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16　租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

附則第十一条の四第二項中「第七十三条の二十七に」を「第七十三条の二十七第一項に」に、「当該土地」を「、当該土地」に、「当該施設」を「、当該施設」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「」を「附則第十一条の四第一項」と、「」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第四項中「第七十三条の十四第一項に規定する」を削り、「改修工事で政令で定めるもの」の下に「（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第七十三条の二十七に」を「第七十三条の二十七第一項に」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「」を「附則第十一条の四第四項」と、「」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

6　道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7　第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地」とあるのは「、附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第七十三条の二十七第一項において「改修工事対象住宅用地」という。）と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十一条の四第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、第七十三条の二十六第一項中「第